

国道沿道の植栽管理について(与那原維持出張所管内)

沖縄総合事務局 南部国道事務所 工務課 工務係長 伊芸 誠一郎

1 目的

昭和50年の沖縄海洋博覧会を契機に国道沿道に植栽された街路樹をはじめ当出張所管内の中高木、低木類は現在大きく成長し、歩行者に緑陰を与えたり、景観的にも南国沖縄をアピールする点で充実してきている。一方、それらの道路植栽木が要因となる事故や苦情も多くなるなか、追い打ちをかけるようにして道路維持費の削減等が近年始まりつつある。そこで予算や道路景観及び道路利用等様々な因子を勘案した道路管理の対策を検討する必要性がでてきた。

2 現在の国道植栽の現状

各路線の代表的な植生は下記の通りである。

1)中高木類 :ガジュマル、アカギ、ホウオウボク、ホルトノキ、リュウキュウマツ

トックリキワタ ヤシ類

2)低木類 :ハイビスカス、キバタイワンレンギョ アラマンダー、サンダンカ

オウゴンガジュマル



3 現在の維持管理状況

3.1 中高木類

枝落とし・剪定は6月～7月の台風前を中心として年間1～2回程度実施している。枝落とし・剪定の施工方法は歩・車道の建築限界を侵さない様ある程度の余裕をもった長さでの剪定を行い、沿道の民間建物との離隔を1m程度とるような施工方法で管理している。また、定期的巡回により枯死、病虫害の予防・対策を行っている。(写真3)

3.2 低木類

マラソン大会、VIPの来沖等イベントの時期を考慮し年間3～4回程度の剪定を実施。歩車道境界付近の植栽帯は乗り入れ車両を考慮して高さ50cm程度に剪定を行うと同時に、

定期に巡回を行うことで植栽の枯死、病虫害の予防・対策を行っている。(写真4)



写真3 中高木剪定状況



写真4 低木剪定状況

4 現在の維持管理状況での問題事例

現在の植生状況及び管理体制において近年以下のような問題事例が発生している。

事例 歩・車道の建築限界、民地からの離隔を侵す植栽木を、建築限界を確保するために施工を行った結果、樹形不良・生育不良となる問題点が生じてきた。緑陰が減る」という一般の苦情も発生している。(写真5)



写真5 樹形不良、緑陰減少

事例 元々道路構造上見通しが悪い箇所への緑化は剪定を実施しても信号機、標識等の視認性及びドライバーの安全運転に必要な視距確保が困難となっている。県警より当該地における剪定依頼があった。(写真6)



写真6 信号・標識視認性不良、安全確保が出来ない

事例 現道の交通規制を伴う剪定作業は、交通量の多い路線において渋滞を誘発するため休日作業となり作業効率が悪い。また、もらい事故による被害もあった。(写真7)

事例 乗り入れ口付近の低木は定期的に剪定を行っているが、夏場は成長が早く定期の剪定作業では追いつかないため、乗り入れの車両の安全を確保できない。この事象に関する苦情が例年発生している(写真8)



写真7 交通規制に伴う渋滞の誘発

また、当出張所において受け付けた苦情について平成14年度では、全苦情133件に対して植栽に関する苦情は、52件(約40%)、平成15年度上半期においても全59件の苦情において22件(約40%)と苦情の大部分を占めており統計的にも植栽に関する苦情が多いことを実証する結果となっている。(図1)



写真8 ドライバーからの視野が狭く非常に危ない

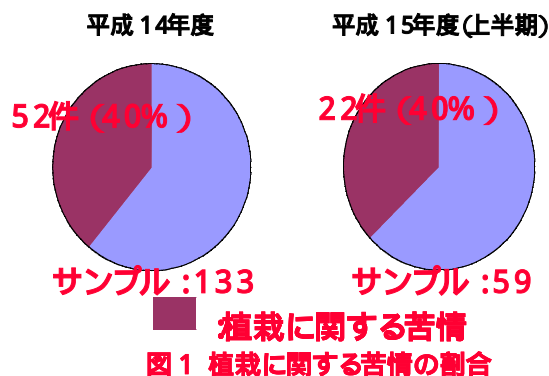


図1 植栽に関する苦情の割合

5 検証

3 現在の維持管理状況、4 現在の維持管理状況での問題事例より以下の2点が要因となり、問題が発生していると考えられる。

不適切な箇所での道路緑化 不適切な樹種での緑化

この2要因により「道路緑化」が道路利用者の安全性を阻害する、樹木自体の植生を阻害するといった現象が発生している。

また、道路構造上見通しの悪いへ中高木類の緑化が行われた箇所において、電線共同溝の施工により支障となる樹木を撤去したところ、標識や信号の視認性、ドライバーの安全確保のための視距を確保出来るようになった(写真9)。これは、当該地の様な箇所における中高木類での緑化は、不適当であることを実証すると結果と考えらる。

不適切な箇所での道路緑化 不適切な樹種での緑化は道路管理者により実施されたものであり、道路管理者自身の「道路緑化」に対する認識が統一できていないことが、現在の道路緑化の問題発生根源であるといえる。



写真9-1 植栽撤去前

写真9-2 植栽撤去後

6 対策案の検討

道路管理者の認識統一を目的とし、道路緑化を下記の項目で「緑化すべき箇所」「緑化すべきでない箇所」の位置付けを明確にし、区分することが必要だと考えられる。

「道路利用上安全性が阻害されるか否か」

将来的に道路利用や植栽自体の生育環境に支障をきたす場所を「緑化すべきでない箇所」として位置付ける。

所」, 逆に十分な道路利用、植生環境の両立できるスペースがある箇所を「緑化すべき箇所」として区分。

維持管理しやすいか否か」

重交通箇所での中央分離帯植栽帯の剪定作業は、交通規制を伴うため渋滞と事故を誘発する。さらに亜熱帯地域である当県の植物の生育は早く、夏場等は1月で50cm以上にも成長するため、維持管理しやすいか否かという観点からの区分。

メリハリをつけた緑化

県内外の道路利用者の多い箇所は、道路緑化を強化し、その他生活路線等はなるべく維持管理しやすくする等メリハリをつけた道路緑化は、景観面、予算面、安全性を考慮した一つの対策と考えられる。

7 結論

現在の道路緑化を検証した結果、当初掲げた本研究の目的である「景観、苦情・事故対策、予算等諸要因を考慮した道路緑化のあり方」の命題に対し、道路管理者自身の道路緑化に対する認識統一を実施し、統一された認識により緑化推進することが重要であるという結論に達した。

8 今後の課題

当沖縄総合事務局管内の植栽に関しては沖縄の緑の道しるべ(沖縄道路緑化技術指針)により設計・施工・維持管理の基準が運用されているのが現状である。この指針の中で結論でも述べたように道路管理者として「緑化すべき箇所」「緑化すべきでない箇所」といった「緑化」の位置づけを明確化し、整備していくことが今後の課題と考えられる。

今後も道路利用者から道路管理者に対する苦情と期待が高まる一方、予算面の削減は逆行し減少することが予想される。時点時点の状況に臨機に対応し、緑化方針を考えることが必要だと思われる。